農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を 改正する法律

(平成一四年六月一四日法律第六八号)

一、提案理由(平成一四年五月二一日・衆議院農林水産委員会)

武部国務大臣 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近の食品の偽装表示の多発は、一般消費者の食品表示に対する信頼を急速に失わしめる等、社会的に大きな問題となっております。

こうした中で、食品の偽装表示の再発を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復することが喫緊の課題となっております。

このため、一般消費者の選択に資する観点から、表示事項を表示せず、または遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができることとするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、一般消費者の選択に資する観点から、農林物資について偽装表示が行われた場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って公表することができる旨の規定を削除することとしております。

第二に、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については一年以下の懲役また百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一四年五月三〇日)

鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における食品の偽装表示の多発を踏まえ、その再発を防止し、一般消費者の信頼を回復する観点から、偽装表示が行われた場合の公表について、現行の「指示に従わない」ときだけでなく、必要なときに行うことができるようにするとともに、命令に違反した場合の罰則を強化するものであります。

委員会におきましては、五月二十一日武部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、 昨二十九日に質疑を行いました。質疑を終局したところ、民主党・無所属クラブから修 正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとお り可決すべきものと議決した次第であります。 なお、本案に対し附帯決議が付されました。 以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一四年五月二九日)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、消費者の食品表示に対する信頼回復に万全を期すべきである。

記

- 一 消費者への迅速な情報提供を図る観点から、製造業者又は販売業者が偽装表示等の 品質表示基準違反行為を行ったことを確認した場合においては、直ちに指示し、公表 すること。なお、裁量権の拡大にならないよう、また、健全な企業活動を妨げないよ う指示・公表基準について明確にすること。
- 二 食品の適正な表示を確保するため、消費者・事業者の協力を得つつ、実態調査の充実、不正表示に関する情報の収集など、食品表示の監視の強化に努めるとともに、専門性の高い人材を広く求め、立入権限を有する常設の食品表示監視担当職員を配置するなど、監視指導体制の整備に向けて、抜本的かつ積極的検討を行うこと。
- 三 消費者の健康保護の観点から、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」を踏まえ、食品衛生法等の食品の安全性に係わる関係法を抜本的に見直し、包括的な新たな法律の制定を検討すること。併せて、安全かつ良品質な食品を求める消費者の選択に資するよう、食品に関する各種表示制度について一元的な見直しを行うこと。 右決議する。
- 三、参議院農林水産委員長報告(平成一四年六月七日)

常田享詳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、いわゆるJAS法改正案は、最近多発する食品の偽装表示を防止し、一日も早く食品表示に対する消費者の信頼を回復するため、表示事項を表示しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表できることとするとともに、表示に関する命令に違反した者に対する罰則を強化するものであります。

委員会におきましては、指示・公表制度のガイドラインの必要性、食品表示監視体制 の充実強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま す。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの と決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

.....(略).....

以上、御報告を終わります。

附带決議(平成一四年六月六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、消費者の食品表示に対する信頼回復に万全を期すべきである。

一 消費者に対する迅速な情報提供を図る観点から、製造業者又は販売業者が偽装表示 等品質表示基準に違反する行為を行ったことを確認した場合においては、直ちに指示 し、公表すること。

なお、裁量権の拡大や健全な企業活動の妨げにならないよう指示・公表基準について明確にすること。

- 二 食品の適正な表示を確保するため、消費者及び事業者の協力を得つつ、実態調査の 充実、不正表示に関する情報の収集など、食品表示の監視の強化に努めるとともに、 専門性の高い人材を広く求め、立入権限を有する常設の食品表示監視担当職員を配置 するなど、監視指導体制の整備に向けて、抜本的かつ積極的な検討を行うこと。
- 三 現行における品質表示基準の実施状況にかんがみ、製造業者又は販売業者に対し品質表示基準の周知及びその遵守の徹底を図るとともに、食品表示に関する自主ルールの策定等企業又は業界団体による食品表示の適正化に向けた自主的な取組に対し積極的な情報提供等の支援を行うこと。
- 四 安全かつ良品質な食品を求める消費者の期待に応えられるよう、食品安全行政の体制確立に努めるとともに、食品に関する各種表示制度について一元的な見直しを行い、その充実を図ること。
- 五 消費者の健康保護の観点から、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」を踏ま え、食品衛生法等の食品の安全性に係わる関係法を抜本的に見直し、包括的な新たな 法律の制定を検討すること。 右決議する。